

令和6年度答申第51号  
令和6年11月21日

諮問番号 令和6年度諮問第48号（令和6年10月9日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 労働者派遣事業の許可取消処分に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

本件は、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が労働者派遣事業の許可を有する審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）14条1項1号の規定に基づき、当該許可を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 労働者派遣法5条1項は、労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないと規定する（以下同項の許可を受けた者を「派遣元事業主」という。）。
- (2) 労働者派遣法6条は、同条各号のいずれかに該当する者は、前条1項の許可を受けることができない旨規定し、労働者派遣法6条1号は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」とい

う。) 73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者を掲げる。

- (3) 労働者派遣法10条1項は、労働者派遣法5条1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して3年とすると規定し、労働者派遣法10条2項は、前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならないと規定する。また、同条4項は、同条2項の規定によりその更新を受けた場合における労働者派遣法5条1項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とすると規定する。
- (4) 労働者派遣法14条1項は、厚生労働大臣は、派遣元事業主が同項各号のいずれかに該当するときは、労働者派遣法5条1項の許可を取り消すことができると規定し、労働者派遣法14条1項1号は、労働者派遣法6条各号（5号から8号までを除く。）のいずれかに該当しているときを掲げる。
- (5) 入管法73条の2第1項は、同項各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定し、同項1号は、事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者を掲げる。
- (6) 入管法76条の2は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して入管法73条の2の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、本条の罰金刑を科すると規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁から、平成20年5月1日、労働者派遣事業の許可を受けた。本件取消処分を受けた時点における許可の有効期間は令和8年4月30日までであった。

(令和3年7月15日付け派遣元事業主台帳)

- (2) 審査請求人は、令和5年7月a日、A簡易裁判所において、従業者が審

査請求人の業務に関して入管法73条の2第1項1号の罪を犯したことから入管法76条の2（両罰規定）の規定により罰金50万円に処する旨の略式命令（以下「本件刑事処分」という。）を受け、同月22日にその刑が確定したことにより、罰金50万円を全額納付した。

（労働者派遣事業を行う者に係る刑事確定訴訟記録の閲覧及び謄写事務の委嘱について（回答）（令和5年11月22日付け）、労働者派遣事業を行う者の欠格事由に関する調査について（回答）（令和5年10月31日付け）、納付書・領収証書）

（3）処分庁は、令和6年2月14日、審査請求人に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項1号に規定する聴聞を実施する旨を通知し、同年3月12日、聴聞を実施した。

（聴聞通知書、聴聞調書）

（4）処分庁は、令和6年5月10日付で、審査請求人に対し、「貴社は、貴社の業務に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項第1号の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、令和5年7月22日にその刑が確定したことから、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当し、許可の取消が相当であると判断されたため」として、労働者派遣法14条1項1号の規定に基づき、令和6年6月7日をもって、労働者派遣事業の許可を取り消す旨の処分（本件取消処分）をした。

（労働者派遣事業許可取消し通知書）

（5）審査請求人は、令和6年6月5日、審査庁に対し、本件取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（6）審査庁は、令和6年10月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求人が、入管法73条の2第1項1号の罪を犯したことにより罰金の略式命令を受け、令和5年7月22日にその刑が確定し、労働者派遣法6条1号に規定する欠格事由に該当することに争いはないが、以下のとおり、入管法違反に至る経緯及び事情、処罰後の再発防止の取組並びに許可取消しの発効による不利益の甚大さ等を勘案すれば、直ちに許可取消し

とされた判断には相当性がなく、本件取消処分は取り消されるべきである。

(2) 本件刑事処分における公訴事実に関する主張は以下の2件である。

ア まず第1の事件は、審査請求人の従業員で、採用担当者であるBが、令和4年12月8日から令和5年3月8日までの間、在留期間を経過していた不法滞在外国人Cを、不法滞在外国人であることを知りながら審査請求人の派遣労働者として雇用し、派遣して作業員として稼働させ報酬を受ける活動に従事させた事案（以下本事案を「公訴事実第1」という。）であるところ、Cの採用についてはBが取り仕切っており、さらに、Bが審査請求人に提出したCの在留更新カードは偽造されていたことから、審査請求人の他の社員においてCが不法滞在となっていることに気付けなかったとしてもやむを得ず、これらの事情を勘案すれば、審査請求人の刑事责任について酌量されるべき事情が存する。

イ 次に、第2の事件は、審査請求人の従業員で、採用担当者であるDが、令和5年1月16日から同年3月14日までの間、教育機関の在籍期間に限って資格外活動の許可を受けた外国人Eを雇用する際に、既に教育機関を除籍処分となっていたEについて、教育機関の在籍の有無の確認に必要な方法を尽くさないで、審査請求人の派遣労働者として雇用し、派遣して作業員として稼働させ報酬を受ける活動に従事させた事案（以下本事案を「公訴事実第2」という。）である。確かに、Eの採用時に学生証を確認するだけでなく、当該教育機関にEが在籍しているか否かを確認すべきであったのかもしれないが、もし当該教育機関に問い合わせたとしても、学生の個人情報について当該教育機関が安易に開示することはおよそ想定できず、D及び審査請求人に故意や軽過失も存しなかつたといえ、審査請求人の刑事责任については、大いに斟酌されるべき点がある。

上記のとおり、審査請求人が起訴及び略式命令を受けた各事案については、それぞれ斟酌されるべき事情があり、特に公訴事実第2については審査請求人において対象者が許可外の状況にあることを知ることは極めて困難であったという事情も存する。

さらに、審査請求人は略式命令を受け入れ、これに対し異議を述べず、科された罰金50万円についても全額支払を終えている。これら斟酌されるべき事情に鑑みれば、許可取消しがなされるのは、不当に重すぎる処分というべきである。

- (3) 審査請求人は、本件刑事処分を受けて、これまでの採用に関する対応に不備があったことを素直に反省し、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に取り組んでいるのであり、審査請求人について許可を取り消す処分は重すぎるといわなければならない。
- (4) 審査請求人は、本件取消処分の実行日である令和6年6月7日以降、罰金刑の処分後5年間、労働者派遣事業について再度許可を得ることができなくなり、審査請求人の中心的事業である労働者派遣業務をその期間一切行えなくなることから、審査請求人においては事業を廃止し、会社を清算するなどの手続を行うことを余儀なくされる。そうなれば、審査請求人の社員はもちろんのこと、現在雇用している派遣労働者や外国人通訳社員などが失業することとなり、社員・派遣労働者らはたちまち路頭に迷うこととなり、その者らだけでなく、家族等の生活や生存権自体にも甚大な影響を及ぼす。
- (5) 本件取消処分は令和6年6月7日をもって許可が取り消されるとするものであるが、処分告知日が同年5月20日であったことから、僅か15日程度で事業の停止をしなければならず、その不利益の度合いが極めて大きい。このような結果は、本件取消処分の理由である刑事処分が比較的軽微な過失によるものであり、審査請求人が事件を起こしたこと自体は反省し、再発防止策を講じる等していることに鑑みれば、余りに重大な結果を招くものである。

## 第2 諒問に係る審査庁の判断

上記第1の3のとおり、審査請求人は入管法違反に至る経緯及び事情、処罰後の再発防止の取組並びに許可取消しの発効による不利益の甚大さ等を勘案すれば、酌量されるべき事情が存すると主張しているので、同主張を踏まえて本件取消処分の適否について判断する。

本件取消処分は、審査請求人に対する入管法73条の2第1項1号の罪による罰金刑が確定し、労働者派遣法14条1項1号に規定する要件に該当することを根拠に、行政手続法で定められた聴聞手続を経てなされた適正な措置である。審査請求人は公訴事実第1について、採用担当者に外国人の採用を任せきりにしていた旨を主張しているが、当該主張は、このような体制で採用を行っていたこと自体が、労働者派遣事業の適正な運営の確保について不適切な状態であったことの表れであり、理由がない。また、公訴事実第2についての審査請求人の主張が、不法就労をさせたという事実を覆すものではなく、理由がな

い。

したがって、本件取消処分について取り消す必要があると認めるに足る特段の事情があるとはいえないことから、本件取消処分は社会通念上著しく妥当性を欠くものとまでは認められず、処分庁に委ねられた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものということはできない。

よって、本件審査請求には、理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年10月9日、審査庁から諮問を受け、同月31日及び同年11月14日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年10月23日及び同月29日、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件取消処分の適法性及び妥当性について

(1) 労働者派遣事業を許可制としたのは、当該事業の適正な運営の確保とともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するという労働者派遣法の目的を達成するためである。そして、労働者派遣法6条は、労働者派遣事業を行う者は、関係法令を遵守できる者でなければならないとの見地から、法令に違反して刑事罰を科された後に一定期間を経過しない者等、労働者派遣法を遵守することが期待できない者に労働者派遣事業を行わせることは適当でないとして欠格事由を定めているところ、同条1号において、入管法第73条の2第1項1号の罪については、これにより罰金刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して5年を経過しない者は労働者派遣事業の許可を受けることができないとしている。

上記を受けて、労働者派遣法14条1項は、許可を受けた派遣元事業主が上記欠格事由に該当する場合には、当該許可を取り消すことが「できる」と規定するとともに、処分としては許可の取消しのみ規定している。このような規定の仕方からすれば、派遣元事業主が欠格事由に該当するに至ったときは、許可を取り消す必要ないと認められる特段の事情がない限り許可を取り消すべきであり、許可取消処分に処分庁の裁量権の逸脱又は濫用があり違法となるのは、上記特段の事情があると認められる場合に限ら

れると解するのが相当である。

(2) 本件では、審査請求人が、令和5年7月a日、A簡易裁判所において、入管法73条の2第1項1号の罪により罰金50万円に処する旨の略式命令（本件刑事処分）を受け、同月22日にその刑が確定し、罰金50万円を全額納付したことにより、労働者派遣法14条1項の許可の取消事由に該当すること自体に争いはない。

なお、事件記録には略式命令の写しがなく、審査請求人にかかる入管法73条の2第1項1号に該当する公訴事実を客観的に確認できなかつたため、審査庁に対し当該略式命令の写しの提出を求めたところ、処分庁は刑事確定記録の閲覧により罪状を確認した、審査庁及び審理員は刑に処せられた事実を聴聞調書及び審査請求書により把握していた旨回答があり、略式命令の写しの提出はなかつた（令和6年10月29日付け審査庁の事務連絡）。

しかし、前述のとおり、労働者派遣法14条1項は、許可を取り消すことが「できる」とし、欠格事由に該当する場合でも許可取消処分を行わない余地があるのであるから、処分庁は処分を行うかの検討を開始する時点で速やかに当該欠格事由にかかる犯罪事実についての客観的資料である刑事確定記録を謄写し記録化しておくべきであり、そうすることが処分庁だけでなく審理員、審査庁ひいては当審査会の判断に資するものと思われる（このことは、本件のように両罰規定により事業主が欠格事由に該当することとなる場合、当該公訴事実に対する事業主の関わりや具体的な責任の濃淡ないし程度等については様々なものが考えられることから、より一層妥当する。）。

(3) 次に、審査請求人の主張について、以下、検討する。

ア 公訴事実第1は、審査請求人の採用担当者であるBが、不法滞在外国人であることを知りながら、Cを審査請求人の派遣労働者として採用した事案であるところ、審査請求人は、BがCの採用を取り仕切っており、さらに、Cの在留更新カードが偽造されていたため審査請求人の他の社員においてもCが不法滞在外国人であることに気付けなかつたことはやむを得ないと主張する。

また、公訴事実第2は、審査請求人の採用担当者であるDが、教育機関の在籍期間に限って資格外活動の許可を受けたEを雇用する際、教育機関の在籍の確認に必要な方法を尽くさなかつた事案であるところ、審

査請求人は、仮に教育機関に対し照会したとしても、学生の個人情報が安易に開示されることは想定できないとして故意や軽過失もないなどと主張する。

しかし、公訴事実第1に係る審査請求人の主張については、審査請求人が採用担当者であるBについて適正な監督を行っていなかったことを示すものにはかならず、公訴事実第2に係る主張についても、教育機関に対する照会を行わなかつたことを正当化できる理由とはなり得ず、審査請求人に外国人採用時の資格確認において不備があつたといわざるを得ない。

よつて、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人は、本件刑事処分後の反省や再発防止に向けた取組、本件取消処分による事業廃止や会社の清算を余儀なくされるおそれ、さらに、そのことによる審査請求人の従業員への影響等を主張する。

しかしながら、本件において今後の再発防止の取組が功を奏するかは不明であるし、また、営業許可取消処分による事業廃止や会社の清算及びそれに伴う従業員への影響等は、許可処分が取り消される場合一般に生じ得る事態であるから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 審査請求人は、令和6年6月7日をもつて審査請求人の労働者派遣事業の許可が取り消されることを知ったのは、同年5月20日であり、僅か15日程度で事業の停止をしなければならず、その不利益の度合いが極めて大きい旨主張する。

しかし、処分庁は、本件取消処分に先立ち、行政手続法15条1項に基づいて、予定される不利益処分の内容が労働者派遣事業の許可の取消しである旨を令和6年2月14日付けで通知し、さらに同年3月12日の聴聞を経た上で本件取消処分を行つてゐるのであるから、当該処分の告知が同年5月20日であったとしても、審査請求人が本件取消処分を予期することは十分可能であり、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 以上を踏まえると、審査請求人の労働者派遣事業の許可を取り消す必要がないと認められる特段の事情があるとはいえないことから、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用はなく、本件取消処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	吉	開	正 治 郎
委 員	佐	脇	敦 子
委 員	中	原	茂 樹